

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出  
霧島市長 中 重 真 一

記

- 1 対象施設名 霧島市南部し尿処理場
- 2 指定管理者 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地  
JFE環境サービス 株式会社
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

## 【指定議案説明資料】

### 1 霧島市南部し尿処理場の概要

- (1) 施設名 霧島市南部し尿処理場
- (2) 位置 霧島市隼人町住吉522番地16
- (3) 建築年度 平成19年度
- (4) 構造・面積 構造：鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階  
敷地面積：13,072.52㎡ 建物面積：2,083.45㎡  
処理能力：190k1/日  
処理方式：浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素処理方式  
＋活性炭吸着方式
- (5) 設置目的 霧島市の区域内で排出される（市長が特別に認めるものを含む。）  
生し尿及び浄化槽汚泥を安全、安定的に処理し、環境衛生上支障のないように排出する。
- (6) 年間処理実績 生し尿：12,744k1（令和3年度実績）  
浄化槽汚泥：43,328k1（令和3年度実績）  
合計：56,072k1（令和3年度実績）
- (7) 年間手数料実績 9,817,325円（令和3年度実績）

### 2 指定管理者の概要

- (1) 団体の名称、代表者及び所在地  
名称 JFE環境サービス 株式会社  
代表者 代表取締役社長 保延 和義  
所在地 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地
- (2) 組織  
設立年月日 昭和55年9月2日  
資本金 9,750万円  
従業員数 2,071人  
主な事業内容
  - ・廃棄物処理施設、水処理施設、機械プラント等及びその付帯設備の運転並びに維持管理
  - ・廃棄物等の熔融固化物に関するリサイクル事業
  - ・廃棄物等の処理及び再生利用に関する事業並びにその再生品の販売
  - ・廃棄物処理施設、水処理施設、機械プラント等及びその付帯設備の企画、設計、製造、販売、修理並びにこれらに関する工事請負
  - ・労働者派遣事業
  - ・上記に附帯又は関連する一切の事業

### 3 選定結果の概要

指定管理候補者選定委員会においては、申請者が提出した事業計画書等の審査及び申請者からのヒアリングを実施し、各委員（9人）がそれぞれ評点（100点満点）を行った。

その結果、JFE環境サービス株式会社の評点の合計が選定基準を満たしているとともに、指定管理候補者として適当であると認められたところであり、その選定に当たっては、次のような意見が出された。

（主な選定意見）

- ・現指定管理期間において薬剤使用量及び電力使用量の削減を実現し、設備改善により、さらなるコスト削減を目指している点を評価する。
- ・全ての職員が全ての業務を実施できる管理運営体制を整えている点を評価する。
- ・指定管理者として10年間の管理運営実績があり、管理期間中の突発トラブルや施設停止がなく安定した施設運営を行ってきた点を評価する。
- ・隣接市のし尿処理施設の職員のうち3名は本施設の業務経験があり、緊急事態のサポート体制が整っている点を評価する。
- ・作業手順書や操作フローを定期的に更新し、安全で効率的な運営に努めている点を評価する。
- ・施設周辺の環境美化に取り組んでおり、地域住民に親しまれる活動の実績を評価する。